

平成 31 年 3 月 1 日

新元号対応のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2019 年 5 月 1 日より新たな元号が施行されることになりました。

そこで、公益財団法人日本住宅・木材技術センター 認証部での新元号への対応についてお知らせいたします。

- 認定書・認証書の有効期限の記載は次のとおりです。

	認定・認証の有効期限
平成 31 年 3 月 31 日以前に発行する認定書・認証書	「平成」の元号で記載
平成 31 年 4 月 1 日以降に発行する認定書・認証書	新元号で記載

- 認定書・認証書に有効期限が「平成」の元号で記載されているものは、元号が改められてもその効果が変わることはないため有効なものとして取扱い、「平成」の元号の記載で特定された日を新元号による応当日に読み替えて適用します。

- 有効期限を新元号に書き換えた認定書・認証書を希望される場合は承ります。その場合は認定書・認証書の再交付手数料がかかります。

不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

—お問合せ先—

公益財団法人日本住宅・木材技術センター 認証部

電話番号：03-5653-7581